

金ケ崎町停電時携帯電話等充電スポット事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、事業者が所有する再生可能エネルギー発電設備等で発電した電力を災害時に地域住民へ無償で提供する事業者を確保することで、防災力の強化の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内に事業所を有している事業者または団体をいう。
- (2) 認定事業者 再生可能性エネルギーの発電設備等を有しており、町長から金ケ崎町停電時携帯電話等充電スポット事業者認定書を交付された事業者をいう。

(認定申請)

第3 認定事業者の認定を受けようとする事業者は、金ケ崎町停電時携帯電話等充電スポット事業者認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長へ申請するものとする。

- (1) 発電設備の写真及び発電容量
- (2) 停電時に電力が供給できることを示した資料
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(認定の基準)

第4 認定を受けようとする事業者は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 次のいずれかの再生可能エネルギー発電設備を設置していること。
 - ア 再生可能エネルギーによる発電設備（発電出力10kW以上）
 - イ ガスコージェネレーション（発電出力100kW以上）
 - ウ その他上記ア、イと同等の能力を有する発電設備又は蓄電池
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立て

（４）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

（５）町税を滞納していないこと。

（６）町が措置する指名停止期間中の者でないこと。

（７）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（８）次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうちに、暴力団員に該当する者があるもの

（審査）

第５ 町長は、第３の申請があった場合は、第４の基準について審査を行うものとする。

２ 審査の結果、認定を行うことが適当であると認められるときは、金ケ崎町停電時携帯電話等充電スポット事業者認定書（様式第２号）（以下「認定書」という。）を申請者へ交付するものとする。

３ 認定事業者については、次の事項を町のホームページで公表するものとする。

（１）認定事業者の名称、所在地及び発電設備の種類

（２）発電設備の所在地及び発電設備の出力

４ 認定期間には有効期限を設けず、原則として継続するものとする。

（変更の届出）

第６ 認定事業者は、次の（１）または（２）に該当するときは、金ケ崎町停

電時携帯電話等充電スポット事業者認定変更届出書（様式第3号）により、
（3）に該当するときは、金ケ崎町停電時携帯電話等充電スポット事業者認定辞退届出書（様式第4号）により、速やかに町長に届け出しなければならない。

- （1）事業者の名称又は所在地を変更したとき。
 - （2）事業者の連絡先を変更したとき。
 - （3）認定事業者が本要綱に記載している要件に該当しなくなったとき。
- （認定の取り消し）

第7 町長は、次のいずれかに該当するときは、認定事業者を取り消すことができる。

- （1）申請内容に虚偽があることや重大な誤りがあることが判明したとき。
- （2）認定事業者が本要綱に記載している要件に該当しないと認められたとき。
- （3）認定事業者が金ケ崎町停電時携帯電話等充電スポット事業者認定辞退届出書（様式第4号）により認定の辞退を届け出たとき。
- （4）（1）から（3）に掲げるもののほか、この要綱の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。